

令和7年度国庫補助金
重要文化財「広島頼家関係資料」美術工芸品保存修理事業概要

1 事業対象の文化財の概要

重要文化財「広島頼家関係資料」(所有者：広島県) 令和6年8月27日指定

点数：5,547点(著述稿本類、文書・記録類、書状類、絵図類、典籍類、書画類、器物類)

2 事業目的

広島藩儒である頼春水(1746～1816)の子孫のもとに伝来し、頼山陽史跡資料館(広島県立歴史博物館分館)が所蔵する資料群である「広島頼家関係資料」5,547点について、保存と活用を図るために、特に傷みのある資料から保存修理を行う。

3 全体の事業期間

令和7年度は、第1期5か年計画の1年目に当たる。第1期5か年計画では、文書・記録類と書画類の修理を行う計画であり、令和7年度は文書・記録類2点(日記)と書画類1点(掛幅装)の修理を行った。

4 本年度総事業費及び交付決定金額

(1) 収入の部

(2) 支出の部

区 分	金 額	備考	区 分	金 額	備考
所有者負担額	円 1,162,000		(項) 修理費 (目) 委託料	円 2,247,261	
国庫補助額	1,162,000		(項) 事務費 (目) 旅費 (目) 需用費	75,030 1,709	
合 計	2,324,000		合 計	2,324,000	

5 本年度の修理事業の概要

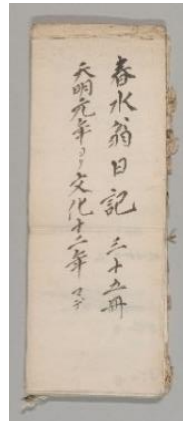
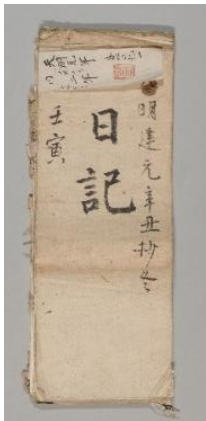
〔著述稿本類〕

(1) 日記（指定番号 文書・記録類3（管理番号 II-58-1））

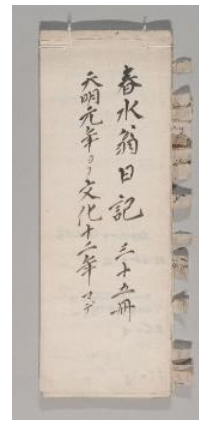
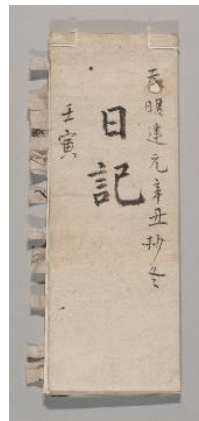
【寸法】縦 12.4 cm、横 34.9 cm

【現状と方針】

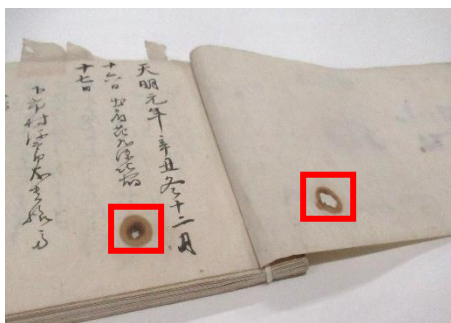
- ア 修理では、解体の上、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 漉き斑、文字修正など意図的に開けた穴は、手に触れやすい場所にあつて、危険でない限り補強・補修は行わない。
- ウ 虫損箇所には本紙と同質の補修紙を用いる。
- エ 本紙から脱落している貼り紙、付箋について、貼り戻し位置を協議し、位置が不明なものは別置保存とする（今年度は該当なし）。
- オ 修理前の綴穴を利用し、元の形式に再綴する。
- カ 付着物により、変色・硬化が発生している箇所は補修を行った。
- キ 8紙目から12紙目の本紙天端にある切り欠きは、切り取った意図が不明であり、かつ切り欠き部はなだらかな曲線状で、取り扱い時に本紙破損の危険が生じる可能性は低いと判断されることから、補修紙の補填等による整形は行わないこととした。
- ク 表紙に取り付けられた頼古樸氏の整理ラベルは取り外し、別置保存する。
- ケ 付箋の折れを防止するため、中性紙製ボードの挟みを新調し、資料を挟むことで保護を行う。
- コ 「春水日記」を一括して収納するアーカイバルボード製被蓋箱を新調する。



修理前（左：表紙、右：裏表紙）



修理後（左：表紙、右：裏表紙）



変色・硬化箇所の補修(修理後)



変色・硬化箇所の補修(修理後)

(2) 日記（指定番号 文書・記録類 4（管理番号 II-58-2））

【寸法】縦 12.4 cm、横 35.0 cm

【現状と方針】

- ア 修理では、解体の上、クリーニング、皺伸ばし、補修を行う。
- イ 滲き斑、文字修正など意図的に開けた穴は、手に触れやすい場所にあつて、危険でない限り補強・補修は行わない。
- ウ 虫損箇所には本紙と同質の補修紙を用いる。
- エ 本紙から脱落している貼り紙、付箋について、貼り戻し位置を協議し、位置が不明なものは別置保存とする（今年度は該当なし）。
- オ 修理前の綴穴を利用し、元の形式に再綴する。
- カ 当該資料は大福帳綴じがなされており、協議の結果、当初の綴じの痕跡を元に、大福帳綴じのうち、本紙を纏める部分まで復元した。また持ち手部分は、痕跡の認められたもののみ、痕跡と同様に作製した。
- キ 表紙に取り付けられた頼古樫氏の整理ラベルは取り外し、別置保存する。
- ク 付箋の折れを防止するため、中性紙製ボードの挟みを新調し、資料を挟むことで保護を行う。
- ケ 「春水日記」及び別置資料を一括して収納するアーカイバルボード製被蓋箱を新調する。



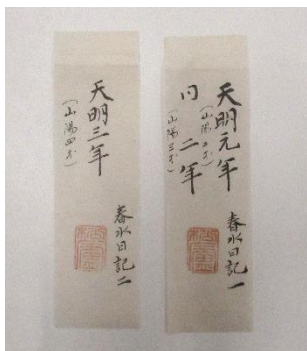
修理前
(左：表紙、右：裏表紙)



修理後
(左：表紙、右：裏表紙)



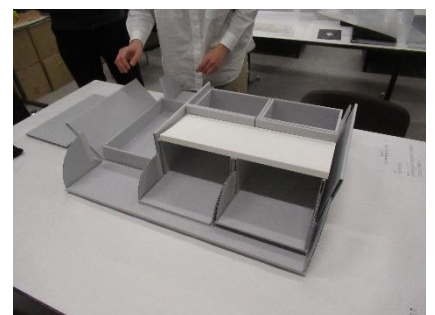
綴じの復元



頼古樫氏整理ラベル



中性紙ボード製挟み



アーカイバルボード製被蓋箱

〔書画類〕

(3) 蘇東坡像 (指定番号 書画類 2 (管理番号 I-36))

【寸法】縦 121.6 cm、横 43.6 cm

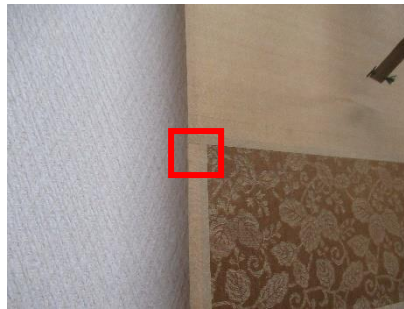
【現状と方針】

- ア 修理では、掛幅装を解体し、クリーニング、旧肌裏紙等の除去、補修を行う。本紙の地合いを損なわない風味で肌裏紙等を打つ。
- イ 本作品の表装は太一文字袋表装に風帯が付く形式であり、文化庁歴史資料部門との協議の結果、表装裂は再使用、表装形態も修理前と同様の形式で行う方針となった。
- ウ 本紙の折れを解消し、平滑に伸ばすと柱寸法の不足が生じるため、表装柱上部に同質の裂で足し絹を行い、不足分を調整する。
- エ 軸首は元の骨軸を再使用する。中軸、八双、紐、鐙は再使用に耐えられないため新調する。
- オ 旧上巻絹の朱印は、朱印の箇所のみを切り取り、新たな上巻絹の元通りの位置に貼り付ける。
- カ 桐製野郎箱及び桐太巻添軸を新調する。
- キ 旧保存箱と共に収納できる中性紙箱を作成する。

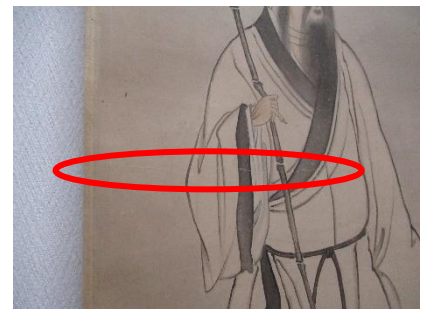


修理前

修理後



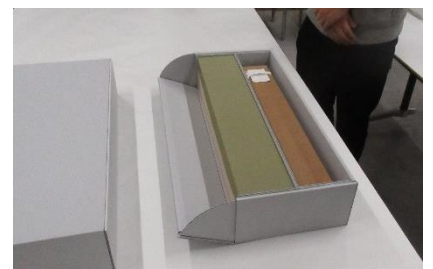
柱足し絹 (赤枠内)



本紙横折れ修理箇所 (修理後)



朱印部分 新上巻絹に貼付



中性紙保存箱



本事業は、文化庁美術工芸品重要文化財修理事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。

Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan in the fiscal 2025